

測量・建設コンサルタント業務の入札制度の改正について（お知らせ）

中津市では、平成23年度より市内建設コンサルタント業全体の底上げを図り、業務を適正かつ確実に遂行できる技術者の配置と、市発注業務を受注できる環境を構築することが必要との考えから、建設工事に係る一部の業務委託について業務種別ごとに手持ち件数制限及び落札制限を設け運用してまいりましたが、一部の業種での平均完成業務実績高の伸び悩みが生じていることを鑑み、業者の育成と受注機会の確保を図るため、下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

◎手持ち制限について

（1）対象業者及び業務等

- ①**対象業者**は、**全業者**とする。
- ②**対象業務**は、**測量業務（測量一般）、土木関係建設コンサルタント業務（道路部門、下水道部門又は上水道及び工業用水道部門）及び建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の3業務5部門**とする。
※随意契約、設計金額100万円未満の業務、災害復旧に係る業務、施工監理業務は除く。また、業務内容が特殊又は専門性が高い場合は手持ち業務件数から除くことがある。
- ③契約締結から**業務完了後の検査に合格していない案件を手持ち業務**とする。
- ④**対象技術者**は、**管理技術者のみ**とする。
- ⑤配置する技術者は、**契約書提出時点において、受注者（落札者）と3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な正規雇用関係**にあること。

（2）手持ち業務件数 ※これまでと変更無し

- 1業者あたり
 - ①測量業務は、3業務までとする。
 - ②土木関係建設コンサルタント業務は、7業務までとする。
 - ③建築関係建設コンサルタント業務は、3業務までとする。
- 1技術者あたり
 - ①測量業務は、2業務までとする。
 - ②土木関係建設コンサルタント業務は、3業務までとする。
 - ③建築関係建設コンサルタント業務は、2業務までとする。

※ただし、1業務で重複する業種（測量・設計等）のそれぞれの管理技術者となる場合は、1業務（土木関係建設コンサルタント）とみなす。

◎落札制限について

(1) 対象業者及び業務等

- ①対象業者は、**全業者**とする。
- ②対象業務は、**全ての業務**とする。

※同日同一業務の開札において1業者が複数指名を受けていない場合、随意契約、設計金額100万円未満の業務は除く。また、入札不調の恐れがある場合、競争性が確保できなくなる場合、業務内容が特殊又は専門性が高い場合は手持ち業務件数から除くことがある。

(2) 落札制限件数

- ①1業者の同日同一業務の落札制限件数は、同日同一業務の指名件数に4/10を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）を上限とする。

※落札については、開札順序により決定し、上限件数に達した時点で以降の案件について応札した入札は無効とする。

【問合せ先】

中津市役所 契約検査課

0979-22-1111（内線701、702）

改正前後対照表

今回改正を行った箇所

◎手持ち制限

| 区 分 | 現行 | 改正後 |
|------------------|-------------------------|---|
| 対 象 金 額 | 設計金額50万円以上 | 設計金額100万円以上 |
| 対 象 技 術 者 | 管理技術者・照査技術者 | 管理技術者 |
| 対 象 業 者 | 市内業者のみ | 全業者 |
| 対 象 業 務 | 特殊業務以外全て | 建築(建築一般) 測量(測量一般) 土木(道路) (上水道及び工業用水道) (下水道) |
| 1業者あたりの 手持ち件数 | 建築 3件 測量 3件 土木 7件 | 建築 3件 測量 3件 土木 7件 |
| 3ヶ月要件の 確 認 | 変更届出日を基準 | 契約書提出時点で確認 |

◎落札制限

| 区 分 | 現行 | 改正後 |
|---------|------------|-------------------------------------|
| 対 象 金 額 | 設計金額50万円以上 | 設計金額100万円以上 |
| 対 象 業 者 | 市内業者のみ | 全業者 |
| 対 象 業 務 | 全ての業務 | 全ての業務 (落札制限を行わないことが できる規定を追加) |